

鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会第1回会議 会議録

日 時 令和4年1月14日（金）午前10時～
場 所 鎌ヶ谷市役所地下1階 団体研修室
出席委員 徳田訓康委員長、田中幹雄副委員長、黒岩史郎委員、馬場一郎委員、篠原勝委員、
山本幸子委員、田尻昌治委員、田邊光子委員、中野洪委員、中込賢次委員
欠席委員 石川宏貴委員、川村浩幸委員、谷尻ちず子委員、関本憲吾委員
事務局 芝田市長、菅井健康福祉部部長、林健康福祉部副参事（事）社会福祉課長、
戸邊課長補佐（事）社会福祉係長、鈴木主任主事、川口主事
関係者 加藤鎌ヶ谷市社会福祉協議会次長
傍聴者 なし

【会議次第】

- 1 開 会
- 2 議 題
 - （1）委嘱状交付
 - （2）委員長及び副委員長の選出
 - （3）会議録署名人の選出
 - （4）第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画の進捗管理・評価について
- 3 事務連絡
- 4 閉 会

【会議要旨】

1 開 会

林課長

定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の会議で委員長が決定するまでの間、司会進行を務めさせていただきます、社会福祉課長の林と申します。よろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会の委員になられる皆さまに、鎌ヶ谷市長より委嘱状を交付させていただきます。

恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしますので、ご自席にてご起立をお願いいたします。

それでは芝田市長、よろしくお願ひいたします。

(1) 委嘱状交付

芝田市長より、鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会委員へ委嘱状を交付した。

林課長

以上で、委嘱状の交付を終わります。

続きまして、芝田市長よりご挨拶を申し上げます。

芝田市長、よろしくお願いいたします。

芝田市長

皆さま、こんにちは。

鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、皆さまにおかれましては、本委員会委員へのご就任をお願いしたところ、快くお引き受けをいただいたと伺っております。重ねて感謝を申し上げます。

本委員会でございますが、コロナ禍でなかなか開催をすることができず、委嘱状の交付が遅くなってしまったことをお詫び申し上げます。

さて、近年の少子高齢化に伴いまして、福祉や保健の分野に関する市民ニーズはますます増加をしておりまして、複雑化・多様化しております。

更に、それに加えて、地域や世代間の交流が希薄化しておりまして、そのような状況の中で、児童虐待や高齢者の孤独死、更には生活困窮世帯の孤立化などの問題も生じている事態となっております。

このような問題に対しましては、従来の行政サービスのみではなかなか対応しきれないような時代に入ってきております。

皆様におかれましては、日頃より福祉行政、あるいは、市政全般にわたり、専門的なお立場や、また、地域の生活者としてのお立場から貴重なご意見をいただいているところでございます。

地域と行政がしっかりと手を取りあって、暮らしやすいまちづくりを進めていくためにも、引き続きのご理解とご協力をお願い申し上げます。

私といたしましても、自助・共助といったことを大切にしつつ、より一層、地域のつながりが充実するような取組を進めていきたいと考えております。

皆さまから頂戴したご意見につきましては、本年度から令和8年度までを計画期間としております、第4期鎌ヶ谷市地域福祉計画につなげ、改善を図ってまいりたいと思います。

ぜひ、会議の中でたくさんのご意見を頂戴いただきますようお願いを申し上げます。私のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

林課長

ありがとうございました。

以上をもちまして、鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会の委嘱状交付式を終了いたします。

なお、ここで市長は公務のため退席をさせていただきます。

芝田市長退席

林課長

それでは、地域福祉計画策定・推進委員会第1回会議を行います。

はじめに、本日の資料の確認をお願いいたします。

まず、推進委員会次第でございます。

次に、推進委員会委員名簿でございます。

次に、資料1 推進委員会設置要綱でございます。

次に、資料2 各施策と関連する参考事業等でございます。

次に、資料3 第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画（令和2年度事業）進捗管理・評価一覧表でございます。

次に、資料4 第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画（令和2年度事業）に対する推進委員会委員の意見一覧表でございます。

資料は事前に送付させていただいておりますが、お手元にご準備がない場合は、事務局までお申し出ください。

1点、資料の訂正をお願いいたします。

推進委員会委員名簿でございますが、11番 田邊光子さまですけれども、役職名が教授となっておりますが、講師と訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。申し訳ございませんでした。

資料の方はよろしいでしょうか。続きまして、委員の皆さまに簡単に自己紹介をしていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、昨年度から継続してご協力いただいている方もいらっしゃると思いますが、令和3年度より新たに委嘱させていただいた委員もいらっしゃいますので、改めてご挨拶をいただきます。

お手元の推進委員会委員名簿をご覧ください。

名簿の順番で、所属とお名前をお願いいたします。

それでは、田中委員から順番をお願いいたします。

委員の自己紹介

林課長

ありがとうございました。

申し遅れましたが、本日、推進委員会委員名簿の2番の石川宏貴委員、4番の川村浩幸委員、9番の谷尻ちず子委員、14番の関本憲吾委員の4名の委員が欠席しておりますことを申し上げます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

事務局の紹介

続きまして、社会福祉協議会の加藤次長のご出席をいただいておりますが、地域福祉活動に深く携わっていただいていることから、本会議への出席をお願いしております。加藤次長、一言ご挨拶をお願いいたします。

社会福祉協議会次長の紹介

林課長

ありがとうございました。

続きまして、本会議は、今回新たに委員を委嘱させていただいてから、最初の会議でございます。

資料1の「鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱」第6条第1項の規定により、委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となるとなっておりますが、まだ選出されておられませんので、恐縮でございますが、委員長の選出までの間、事務局が進行させていただきます。

また、本会議は、「鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱」第6条第2項の規定により、会議の開催には委員の過半数の出席が必要でございますが、ただいまの出席委員は10名でございますので、委員総数の14名の過半数が出席となり、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、お手元の会議次第に従って、会議を進めていきたいと思っております。

なお、本会議においては、会議録の作成を行うため、録音させていただきますことをあらかじめご了承ください。

(2) 委員長及び副委員長の選出

林課長

議題(2)「委員長及び副委員長の選出」についてでございます。

資料1「地域福祉計画策定・推進委員会設置要綱」をご覧ください。

要綱の第5条第1項の規定によりますと、委員長及び副委員長は、委員の互選によ

り各1名を定めることとなっております。

委員長につきましては、議長となっただき、会議の進行をお願いすることになります。

また、副委員長は、委員長を補佐することとなります。

自薦他薦いずれでも結構です。

委員長及び副委員長の選出につきまして、いかがいたしましょうか。

山本委員

前回の委員長を務めていただきました、徳田委員に委員長をお願いしたいと思えます。また、副委員長は田中委員をお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

林課長

ただいま、山本委員より発言があり、社会福祉協議会の徳田委員を委員長に、自治会連合協議会の田中委員を副委員長にとご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

一同

異議なし。

林課長

ありがとうございます。

それでは、委員長に徳田委員、副委員長に田中委員で決定させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

それでは、委員長、副委員長、お席の移動をお願いいたします。

委員長席、副委員長席へ移動

徳田委員長

皆さま、こんにちは。

ただいま、委員長を仰せつかりました、社会福祉協議会の徳田でございます。

僭越ではございますが、前回の策定・推進委員会から引き続き、皆さまのご協力をいただきながら委員長を務めさせていただきたいと思えます。

本日は公私ともにご多忙のなか、本会議にご出席いただきましてありがとうございます。

第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間としており、今回の令和2年度事業の評価が、本計画の最終の振り返りとなりま

す。

皆さまからいただいた貴重なご意見を、各事業にフィードバックするとともに、次期計画である、第4期鎌ヶ谷市地域福祉計画につなげていくためにも、これまで以上に事業の振り返りが大事になってくると思います。

本会議では、第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画に位置付けられた事業の評価、改善及び提言を行うということで、委員の皆さまには、これまで培われた豊富なご見識や市民目線のご意見などにより、様々な角度から計画推進に対する審議をお願いするとともに、円滑に会議を進めてまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

(3) 会議録署名人の選出

それでは、会議次第に従いまして、議題(3)「会議録署名人の選出」について、委員の皆さまにお諮りいたします。

本会議の会議録につきましては、会議終了後、事務局にて作成することとなりますが、会議録署名人につきましては、名簿順をお願いすることといたしまして、田中副委員長と黒岩委員にお願いしたいと考えますが、いかがでしょうか。

一同

異議なし。

徳田委員長

ご異議がございませんでしたので、会議録署名人は、田中副委員長と黒岩委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、会議の公開・非公開についての確認をいたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局より、会議の公開・非公開についてご説明させていただきます。

資料の配布はございませんが、鎌ヶ谷市では、審議会等の会議の公開に関する指針を設けております。

その目的は、会議における審議状況を市民に明らかにすることにより、透明かつ公正な市政の発展に寄与することです。

また、会議は法令及び条例の規定により、会議が非公開となっている場合を除き、「公開」となっております。

従って、鎌ヶ谷市地域福祉計画策定・推進委員会に関しましては、公開が適切では

ないかということを経務局から提案させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

徳田委員長

ただいまの説明について、何かご質問等はございますか。

一同

異議なし。

徳田委員長

ご異議がございませんでしたので、本会議は公開をさせていただきます。

続きまして、本日傍聴を希望される方はいらっしゃいますか。

事務局

本日、傍聴を希望される方はおりませんので、このまま続けさせていただきますと思います。

(4) 第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画の進捗管理・評価について

徳田委員長

続きまして、議題(4)「第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画の進捗管理・評価」について、事務局より説明をお願いします。

事務局

資料に基づき、第3期鎌ヶ谷市地域福祉計画の進捗管理・評価について説明を行った。

徳田委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見やご質問等がございますか。

黒岩委員

今説明をいただきましたが、計画全般にわたり意見を言って良いのでしょうか。

事務局

計画全般にわたってご意見を頂戴できればと思います。

黒岩委員

私は成年後見制度に長く携わっているため、この機会に、改めてお願いしたいことがございます。

資料4の9ページ上段に掲載していただいたことに関してですが、成年後見制度の利用促進につきましては、裁判所、都道府県、市町村、地域の関係者が包括的にこの課題に取り組むことを目指しまして、法律がスタートしております。

地域福祉計画とは年度がずれてしまいますが、平成29年度から令和3年度を第1の計画期間として、様々な施策が示されております。

また、引き続き、令和4年度から令和6年度までを新たな計画期間とする次期計画ということで、特に優先して取り組むべき事項が4点示されております。

1つ目が、成年後見制度の利用促進に関して、担い手の確保・育成等の推進、2つ目が、市長村長申立ての適切な実施のための実務の改善、3つ目が、市町村での行政計画の策定ということで、成年後見制度に関する市町村計画を立てていただきたいということです。4つ目が、地域連携ネットワークシステムについて掲げられております。こちらの方は第1期の基本計画の具体的な推進が遅れているという認識のもとで示されているので、是非ご検討いただきたいです

地域福祉計画と年度がずれてしまっておりますが、鎌ヶ谷市においても積極的な取組を進めていただきますようお願い申し上げます。

事務局

まず、鎌ヶ谷市の成年後見制度に対する取組でございますが、令和3年10月に、社会福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課の3課の担当で、成年後見制度の報酬扶助要綱等に関する打ち合わせをさせていただきました。

その中で、松戸市、船橋市、千葉市などの近隣市の要綱や報酬助成制度などを取りまとめて、3課で共有させていただきました。

今後、成年後見制度をどのように進めていくかは、ただいま申し上げた3課が中心となって、進めてまいりたいと考えております。

次に、成年後見制度の利用の促進に関する法律についてですが、第3期地域福祉計画は特にこれを包含した計画ではございませんが、次期計画である第4期地域福祉計画の中で、成年後見制度の利用の促進に関する法律を包含していると明記させていただいております。

次期計画の中でも成年後見制度の関する取組を記載させていただいておりますので、関係各課で連携しながら取組をすすめてまいりたいと考えております。

中野委員

第3期計画については、コロナ禍の影響により、自治会の活動がほとんど止まっているような状況ですが、進捗管理・評価一覧表を見てみると、ある程度進んでいると感じております。そのような意味では、及第点が出るのかなと感じております。

問題は、令和3年度から令和8年度までの第4期計画だと思います。我々は、第4

期計画策定のための委員でもあるわけですが、今日の議題を見てみますと、第3期計画の振り返りということで、第4期計画については、どのようにしていくかという話し合いについては書かれておりませんが、第4期計画についても触れて良いのでしょうか。もし良ければ、少しお話させていただきたいと思います。

事務局

会議の趣旨といたしましては、第3期計画の令和2年度事業の振り返りということで設定させていただいておりますので、そちらを中心に議論をしていただければと考えておりますが、中野委員からご意見のあったように、昨年度に第4期計画の策定に携わっていただいた委員も多くいらっしゃいますし、今回皆さまにいただいたご意見は第4期計画につなげていきたいと考えておりますので、第4期計画に関連したご意見でも構いませんので、忌憚のないご意見をいただければと思います。

中野委員

ありがとうございます。それでは意見を述べさせていただきます。

今日では、国で新しくデジタル庁が発足されて、具体的な中身をどうしていくか一生懸命検討しているところです。

第3期計画を見てみますと、高齢者のデジタル機器の扱い方が、慣れている人と慣れていない人の技術格差が非常に大きいと見受けられます。

主にパソコンやスマートフォンが挙げられますが、特にスマートフォンは近年急激に所有者数が伸びているところなので、スマートフォンの取扱方法の説明は様々な媒体で見受けられます。

特に、パソコンに苦手意識を持っている一方で、片手で操作できるスマートフォンには興味を持って買われている方が多くいらっしゃると思います。

実際に普及率を見てみますと、世帯ベースで、スマートフォンの普及率は83パーセントくらいだそうです。一方、個人ベースで見ると、60パーセント台ということです。

従って、やはりスマートフォンを持っている人は、若い人が大半で、高齢者には若い人ほど普及しておらず、技術格差が生じていると言わざるを得ない状況だと思えます。

一方で、最近では、QRコードが普及しており、これは、スマートフォンで簡単に読み取ることができ、読み取れば、文字を入力しなくても、ホームページを訪問することができます。

従って、QRコードを読み取るとは、かなりご高齢の方でも簡単にできるのではないかと思います。

ということで、デジタル機器の技術格差の解消について、第4期計画にも大きく入れていただきたいと思います。

第4期計画の基本目標2に「必要な相談・情報・支援が得られる仕組みを推進しま

す」とあるわけですが、この基本目標2に、今申し上げたことについて、追加することを考えていただければと思います。

事務局

第4期計画は、コロナ禍の中で策定した計画でございますので、例えば、情報発信のあり方などについて、オンラインの活用といった、パソコンやスマートフォンを使うことを前提とした内容を盛り込ませていただいております。

また、市の取組といたしましても、例えば、こども支援課の「子育て相談アプリ」や安全対策課の「かまがや安心eメール」などは、パソコンやスマートフォンを使うことを前提としたサービスですので、こういったデバイスの使用方法を、高齢者、障がい者関わらず周知していくことは、重要なことと考えております。

また、QRコードにつきましても、誰でも簡単にインターネットを使えるようになるツールであると思いますので、QRコードを取り入れた情報発信のあり方も、検討してまいりたいと思います。

馬場委員

先ほどの黒岩委員の成年後見制度についての意見とも関連しますが、資料4の10ページが一番上の「日常生活自立支援事業」ですが、単身やご夫婦で暮らしている方の金銭の管理について、これが今、できない方が増えてきているように感じております。

委員の意見としても出ささせていただきましたが、社会福祉協議会の事業としてだけでは、カバーしきれないと考えております。特に、成年後見制度につなぐということがゴールになるかもしれませんが、そこに至らず、公共料金等の支払いが滞ったりして、電気が止まってしまった。あるいは、電気の支払いを、携帯電話の支払いとまとめるようなサービスもありますので、携帯電話の料金を払わないでいると、電気が止まってしまった。そういうところの支援が必要な方もいらっしゃるかと思います。

また、生活保護費や年金をうまく管理できず、生活がまわらなくなってしまって、ちょっとしたお手伝いが必要な方がとても増えてきているように感じています。

私は、南部地域包括支援センターにうつる前に、3か月ほど、東京の豊島区の事業で、生活保護受給者の委託で、金銭管理をする支援員という仕事をしておりました。それは生活保護受給者に限られておりますが、委託を受けた支援員が2名、自転車で毎日訪問しておりました。

月1回生活保護費を渡しても、すぐ使ってしまう方が多いので、生活保護受給者に合わせて、ケースワーカーと相談して、生活保護費を10日分ずつ渡すなどの工夫をしておりました。

少しずつ工夫して、皆さんで協力すれば、生活保護受給者の支援や鎌ヶ谷市内の高齢者などの金銭管理の支援なども、何かしら手立てがあるのではと思います。そういった取組もぜひできればと考えております。

また、市民後見人養成講座がはじまりますが、コロナ禍ですが、6名程度の応募があるところではあります。

市民の方にも、契約やお金の管理ができない方が増えていることを知ってもらえればと思っています。

社会福祉協議会

日常生活自立支援事業ということでご意見をいただきました。

この事業なのですが、今馬場委員からもお話のありましたとおり、金銭管理だけではなく、契約行為などもカバーするものでございます。

昨年度ですが、地区社協や民生委員、介護事業所や福祉行政機関に対して、この事業の啓発を行いました。

令和2年度実績として、金銭管理に限ったものではないですが、新規の相談が24件、契約された方の訪問調査などを314件行いました。また、利用の契約件数は13件、内訳を申し上げますと、高齢者が6名、精神障がいの方が6名、その他の方が1名でした。

それから、専門員（社協の職員）と生活支援員（市民の代表）が、314件を訪問するなどの活動をしました。

昨年度の日常生活自立支援事業への取組は、今申し上げた概要となっております。

山本委員

私も民生委員として家庭訪問をしていると、ご高齢の方の金銭感覚、金銭の支払い方には問題があると思います。

問題のある高齢者などがいると、ご近所の方から担当の民生委員に連絡がくるわけですが、そうしますと、まず民生委員としてやらなければならないのは、ケアマネジャーに連絡を取ることです。しかし、ケアマネジャーまで通じていない人も結構いらっしゃいます。そして、このようなつながりを持たない人は、今後増えてくるのだろうというのが実感です。

これは、社会福祉協議会の生活支援員の皆さまとこれから考えていかなければならない問題かと思っています。

馬場委員

今山本委員からケアマネジャーのお話が出ましたが、昔は対象者の方が少なかったこともあり、金銭管理の面について、ケアマネジャーやホームヘルパーの方が手伝ってくれていたこともありました。

しかし今は対象者が増えてきたのと、コンプライアンス上の問題で、金銭管理は介護保険制度に入っていないので、ケアマネジャーやホームヘルパーはノータッチとされています。

市のケースワーカーも忙しくて、金銭管理まで手が回らないと思うので、補助金を

活用するなどできるのであれば、それらも活用いただいて、金銭管理の委託なども視野に入れて、少しずつ金銭管理を担ってくれる方が増える方が増えると良いと思います。

山本委員

地域包括支援センターが金銭管理を全て担ってくれるというわけではないのですね。

馬場委員

地域包括支援センターも、例えばその日のうちにお金をおろして、支払いを代行するなどには時々やることはありますが、基本的には通帳を預かるとか、印鑑を預かるといった行為はできません。

山本委員

地域包括支援センターなどの関係機関につなぐまでの間の支援が問題ですね。

馬場委員

すぐに解決はできないですが、少しずつみんなで知恵を出し合って改善していくべきだと思います。

黒岩委員

私も昔、生活保護のケースワーカーを長くやっておりましたが、アルコール中毒の方や、知的障がいの親子などで、計画的な消費生活をほとんど望めないような方もいらっしゃいました。

ですので、月に3回生活保護費を支給するのですが、全部使ってしまうので、分割支給などの対応もしていました。

今はケースワーカーも忙しくて、金銭管理をするのも難しいと思いますが、それがケアマネジャーの仕事かというところも違うと思います。

ホームヘルパーは、レシートの整理などを好意でやることはありますが、私たち知的障がい者のグループホームは、正式には金銭管理はしてはいけないということになっています。グループホームにはそういった権限はないのです。

従って、成年後見制度を拡充するなどをしてこういった金銭管理の問題に対応する必要があると思います。

こういった、権限がない機関が金銭管理をできない問題は、非常に難しい問題だと思います。社会福祉協議会の事業も、契約能力のある人でないと活用できません。地域で、障がいや高齢の問題を解決する対策を見つけていく必要があると思います。

事務局（林課長）

生活保護受給者の話が出ましたので、補足させていただきます。

生活保護のケースワーカーが、本来金銭管理をしてはいけないということは、今は厳しく言われております。

昔は、生活保護費をもらったら使い込んでしまって、月末にはお金がなくなって、貸してほしいという方に、本来は認められておりませんが、市の金庫で金銭管理をして、週に1回などのペースでお渡ししていたこともありました。

現在はケースワーカーは一切金銭管理をしないように指導しており、金銭管理の必要がある方については、社会福祉協議会の事業などを案内しているところです。

社会福祉協議会

日常生活自立支援事業のお話が出ておりますが、これは社協単独でやっている事業ではございません。全国的に都道府県社協が実施機関となっております、市町村社協が窓口ということになっております。

契約行為になりますので、契約が結べる方でないと制度を利用できません。千葉県社協に契約内容を定めた形で依頼をしております。

その前段になるのですが、ケースワーカーやケアマネージャーから、金銭管理ができない方がいるという情報提供を受けて、社協職員が訪問させていただいております。本人には、自分の通帳ではなくなってしまうということを、職員が丁寧に説明をしているのですが、それは納得がいかないというケースもあります。

事務局

日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用できない、制度の狭間にいる方たちへの対応でございますが、次期計画である第4期計画の社会的背景として、地域住民が抱える生活課題が、高齢や障がいの問題が複合化した問題など、従来の福祉の仕組みでは対応が難しいケースが増えてきていることを記載しております。

こういった問題を解決していくために、地域福祉計画を策定して、地域福祉を推進していくのですが、その中で、制度の狭間にいる人を救うために、顕在化している問題だけでなく、潜在ニーズも丹念にすくい上げていく必要があると思います。

そのために、社会福祉課だけではなく、健康福祉部、ひいては部を超えた市全体で連携をしながら、制度の狭間にいる人たちにサービスを届けられるような体制・仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

田邊委員

全てはコロナ禍がこれから先どうなっていくかということにかかってくるのですが、大学もスクーリングがオンラインになりまして、私も手応えのなさに戸惑っているところもあります。特に、学生の悩み相談などをオンラインでやる時に、学生の切迫感がオンラインだとなかなか掴みきれないというジレンマを抱えております。

ですので、時々、ソーシャルディスタンスに配慮しながら、直接面談するという

ことを大事にしています。

第3期計画の進捗状況を拝見しますと、こども支援課や健康増進課で、オンラインによる困っている方の相談体制を整えるとあります。これも、現在のコロナ禍の状況ですと、すごく大事なことだと思っております。けれど、直接会って、雰囲気や表情を読み取ることが、相談支援の根幹をなすものだと思います

ですので、コロナ禍がどうなるかわかりませんが、オンラインと併用して、その方の切迫感に寄り添った、直接面談する支援ができるとういのではないかと思います。

事務局

第3期計画の令和2年度事業を振り返るとわかるとおり、コロナ禍という状況ですので、オンラインによる情報発信や面談・会議というあり方が増えてきている状況なのですが、今ご意見のあったとおり、対面で話すことにより見えてくる問題や課題もあると思いますので、対面の面談や会議も必要なものだと考えております。

そのために、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」という補助金を活用して、総合福祉保健センターの全ての窓口に、手指消毒用のアルコールディスペンサーを設置しました。

また、同交付金を活用して、総合福祉保健センターのトイレの自動水洗化等改修工事を現在進めているところです。

この工事では、非接触型の人感センサーによる照明や、非接触型の自動水洗を導入しています。

このように、感染症対策に十分に配慮しながら、対面による面談や会議ができる体制を、オンラインと並行して整えてまいりたいと思います。

黒岩委員

今、コロナ禍で市の色々な会議が中止になっているところですが、この「地域福祉計画策定・推進委員会」は対面で開催していただいて、私たちは感謝しているところです。市には、会議の中身によって会議の開催の可否を決定する方針があるのでしょうか。

事務局

会議の開催を、中身や重要度によって判断しているのではなく、市では「イベント・会議開催の基本方針」を策定しており、この基本方針に則って、会議やイベントの開催を決定しているところです。

会議を開催する場合も、ソーシャルディスタンスの確保や検温・消毒の徹底などが求められておりますので、今回の会議は、委嘱状の交付もございましたので、このような感染症対策を講じたうえで、対面開催を決定させていただきました。

山本委員

今、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、東京都などでも、緊急事態宣言を出すという話も聞いております。

千葉県においても、感染者数は非常に多くなっており、日を追うごとに増えてきていると感じております。

コロナ禍がはじまった頃のように、鎌ヶ谷市でも、緊急事態宣言に準ずるような施策を考えているのでしょうか。

今回の議題と直接関係はないですが非常に気になっておりますので、質問させていただきました。

事務局

新型コロナウイルス感染症が流行しはじめた、第1波、第2波などの時は、市役所としては、緊急事態宣言を受けて、全庁的に分散勤務をして、感染症対策を図ってきたところです。

また、先ほど申し上げたような、補助金を活用した感染症対策等も講じているところです。

事務局（菅井部長）

市としましては、国や県の感染状況や、それに伴い発令される緊急事態宣言やまん延防止重点措置を注視しております。

このような状況を見ながら、市の対策本部のなかで、鎌ヶ谷市の感染対策等を講じております。

こういった中で、先ほどもお話しましたとおり、会議やイベントの対応を検討したり、市民への支援はどういった形でやっていくべきなのか協議を重ね、その結果をもって職員に周知し、その方針に準じて業務を進めております。

山本委員からお話のあったとおり、感染者は増えてきておりますので、次の月曜日に、市の対策本部で今後の対応を検討してまいります。

また、そこで決定したことがありましたら、市民の皆様にお知らせさせていただきます。

中野委員

来週の月曜日に市の方針をお知らせしてくれるのでしょうか。

事務局（菅井部長）

はい。イベントや会議の開催方針が主だった内容になるかと思えます。

中野委員

それは自治会の活動に非常に影響してきます。

市の意向に沿った自治会活動をやっていかなければならないと私は考えておりま

すので、そのために、市の考え方を早く知りたいと思います。

今回感染症が急激に拡大してきていることもありまして、我々も今後の活動をどうしようか悩んでいるところです。ぜひ早めにご連絡いただければと思います。

事務局（菅井部長）

決まりましたら担当部署の方から周知をさせていただきたいと思います。

申し訳ありませんが、公務がございますので、私はここで退席させていただきます。

部長退席

徳田委員長

他に意見はないようなので、続きまして、事務局より事務連絡をお願いします。

3 事務連絡

事務局

事務局より事務連絡を行った。

4 閉会

徳田委員長

以上をもちまして、本日の会議を終了します。

円滑な運営にご協力をいただき、ありがとうございました。また、事務局においては、今日の貴重なご意見を参考に計画にフィードバックしていただきますようお願いいたします。

以上で、議長の役を終わらせていただきます。

林課長

皆さま、お疲れさまでした。

本日の会議の報償につきましては、後日口座振込とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

すでに市に登録いただいている口座情報から変更がある場合には、後ほどお声かけ下さい。

以上を持ちまして、終了とさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。

以上で会議は終了した。

会議録署名人署名

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため、次に署名する。

令和4年2月2日

氏 名 田中 幹雄 _____

氏 名 黒岩 史郎 _____